

現代保險經濟

〔補訂〕

神戸大学教授
商学博士

水島一也著

千倉書房

著 者 紹 介

昭和28年 一橋大学商学部卒業
昭和40年 商学博士
昭和44年 神戸大学教授
主要著書 『近代保険論』(昭和36年 千倉書房)
『保険の競争理論』(昭和42 千倉書房)
『近代保険の生成』(昭和50年 千倉書房)

昭和54年 6 月20日 初版
昭和54年10月15日 2 刷
昭和54年12月 1 日 3 刷
昭和55年 4 月15日 4 刷
昭和56年12月25日 5 刷

『現代保険経済』

昭和58年 4 月 1 日 補訂1刷

658 神戸市東灘区西岡本 4-20-22

著作者 ◎ ^{みず}水 ^{しま}島 ^{かず}一 ^や也

検 印
省 略

東京都中央区京橋 2-4-12
発行者 千 倉 悦 子

東京都文京区水道 2-4-2
印刷者 (株) 殖 産 堂

104 東京都中央区京橋 2-4-12 京橋第一生命ビル

発 行 所 千 倉 書 房

TEL. 03 (273) 3931 (代) 振替・東京 2-978

ISBN4-8051-0369-8

は し が き

不安の時代といわれる今日にあって、保険に対する一般の関心は、近年非常にたかまっている。危険に対する保障のシステムである保険制度をどのように活用したらよいのかということから出発して、その制度運営の主体である保険企業経営のあり様にまで、その関心が広がってゆくことは、近年における消費者運動の動向からも推察できるところである。

近年、コンシューマリズムによる保険批判の波がたかまるにつれて、保険業告発の書物が書店の店頭に積まれるようになった。玉石混交の感はあるものの、この種の出版物は、それなりの意義をもつものである。だが、読者が腰を据えて保険経済の問題に取り組み、突っ込んだ研究をしてみたいと考える場合には、これらの書物は必ずしも適当とはいえない。心ある人びとにとって、その前に立ちふさがる壁は決して小さくない。

保険という経済現象にアプローチするためには、保険に独特の制度的特徴を理解することとならんし、その中心的担い手である保険企業の性格に対する透徹した目をもつことが不可欠なのである。

保険に固有の概念や仕組みを習得するためには、これまでに公刊された多くの優れた専門書が役立つはずである。しかしそこでは、資本主義経済の構成単位である企業を主体に保険制度が運営されているという事実を、叙述の中で、全くかあるいは過小にしか認識していないケースが少なくない。このため読者は、保険という制度について抽象的な観念を得たとしても、自分たちのもつ問題関心にかからめて保険経済の実相を掴むことができず、保険論は無味乾燥な学問という固定観念が定着することとなった。

本書は、これらの点の認識に立って、現代日本の保険経済がかかえる問題点を明らかにし、その理論的解明に心掛けたものである。そして考察の対象

2 は し が き

は主として保険産業に向けられる。それは、そのウエートと役割からして、保険産業の動向が、わが国保険経済の帰趨を左右するものという基本的認識があるためである。

第1部の保険制度に関する叙述は、第2部以降の展開のための準備作業の性格をもつ。そこでは、伝統的保険理論の成果を継承しながら、保険論研究の現代的課題に、これをいかに接合させるかという問題意識が、根底に貫かれているはずである。

第2部の保険史に関する叙述は、第1部で把握された保険制度が、人類史の上にどのように位置づけられるかという観点から、資本主義経済の生成と保険の内的な連関を明らかにしようとするものである。紙数の制約もあって、十分なものとはいえないが、従来の保険史の方法に対する批判、ならびに保険の本質的性格を究明するためには保険史研究が不可欠だという、著者の年来の主張を読者が理解して頂ければ幸いである。

第3部と第4部では、第2部の考察を基礎として、保険経済を構成する保険市場現象と保険金融に関する諸問題をとりあげている。その場合、現代保険業のもつ今日的課題への対応はいかにあるべきかという問題意識が伏在することを、賢明な読者は読み取って頂けるはずである。

そして最後の第5部では、今や国民大多数のコンセンサスとされる福祉社会づくりの中で、保険産業のビジョンをいかに描くかという問題をめぐって、著者の主張が展開される。

この書物は、以上のように、今日の日本保険業がかかえる大きな課題をとりあげたものだが、これを単なる時事問題の解説および提案と理解することは適当ではない。なぜなら、資本主義下の保険（近代保険）の本質的性格はどのようなものか、そして福祉社会のビジョンの中で、その変革の可能性は果して与えられるのかという問題意識を「導きの糸」として、本書は書かれているからである。

この意味で、本書は、保険経済に関心をもつ一般の人びとや保険事業関係者はいうに及ばず、学界関係者にも何らかのプラスをもたらすとともに、保険論を学ぶ学生の教材としても、それが役立つものと希望している。大学における講義は、知識の単なる切り売りに終始することであってはならない。現代社会の今日的課題への対応という視座をもたない知識の切り売りからは、学問研究への沸々たるエネルギーは期待できないからである。

最後に本書の刊行に関して、千倉書房の関係各位に多大のお骨折りを頂いたことを付記して、心からの謝意を表したい。

昭和54年春

水 島 一 也

補訂にあたって

本書の初版が上梓されたのは4年前のことだが、この間版を重ねることによって、多くの読者を得ることができたのは、著者にとり望外の喜びであった。今回の補訂では、この4年間の保険経済の変化と推移に即して、一部の敘述の変更ならびに表の改訂を行い、あわせて誤植の訂正に意を用いた。

昭和58年早春

著 者

目 次

は し が き

第1部 保 険 制 度	1
I. 危険に対する経済準備	2
II. 多数経済主体の結合	10
III. 共通準備の形成	15
IV. 合理的な拠出	21
V. 経済制度としての保険	27
第2部 保 険 の 歴 史	29
I. 保険史研究の意義	29
II. 海上保険の生成	31
III. 火災保険の生成	36
IV. 生命保険の生成	48
V. 日本における保険の生成	56
VI. 近代保険の歴史性	67
第3部 保 険 市 場	73
I. 保険需要	74
II. 保険企業の行動原理	84
III. 保険料率競争	90
IV. 保険料率カルテルと非料率競争	97

2 目 次

V. 保険市場参入と競争	102
VI. 保険業の有効競争	110

第4部 保 險 金 融 117

I. 保険金融の意義	117
II. 保険資金の形成	121
III. 保険金融の現状と推移	126
IV. 保険金融の規制要因	146

第5部 福祉社会と保険産業 159

I. 福祉志向と保険	159
II. 保険産業における「消費者志向路線」	170
III. 保険産業における効率性と公共性	182
IV. 保険産業における変革の可能性	192

参 考 文 献	1~2
索 引	1~6

第1部 保 險 制 度

保険制度ないし保険の仕組をどのようなものとしてとらえるかは、学界における長年の論争を生んできた。この問題と取り組む学問分野を、「保険本質論」とよび、内外の多くの学者がこれまで、適切な保険の概念規定を求めて、さまざまな保険の定義を発表したのである。それは、やや皮肉に言えば、それぞれの研究者が、保険学者としての認知を学界で受けるための必要手続の感さえもった。そしてこの概念論が、伝統的な保険学のかなりな部分を占めてきたのである。

学問研究の対象として保険をとりあげる以上、その対象規定は厳密でなければならないとの意見にも一理はある。しかし、われわれにとってより重要なことは、生きた制度としての保険が、現実の経済社会の中でどのような働きをしているかを見極めることであり、さらに具体的にいうならば、今日の日本の現状の中で保険制度がもつ意味を明らかにし、将来の国民多数の福祉のために、そのあるべき姿を探ることなのである。その場合、保険とは何かをめぐって展開された多くの学説を比較検討し、そのうえで自説を呈示するという手続が事前に必要とされるということであれば、これまでの例からして、それに要するエネルギーと時間が莫大なものにならざるをえないことは目に見えている。しかもそこで期待される実りは、保険論研究のもつ現代的課題にとって決して大きいものとは思われない。この意味から、「率直にいうならば、このような手のこんだおびただしい詮議だてを経て最後に下される概念規定よりも、むしろ、1950年代のわれわれの良識が頭にうかべる“保険”の方がどれだけ生々した内容をもっているか¹⁾知れない」と喝破された佐波宣平教授の発言の重みは、当時の時代的背景に照らしてみると、その先

2 第1部 保 險 制 度

見性とともにあらためて高く評価されねばならない。

本書においても、余り生産的とは思われない保険の定義をめぐる努力を放棄したい。それに代えて、以下では、保険制度を構成するいくつかの重要な要素をとりあげ、それに関連した事項の記述を行うという方法を採用する。その場合、伝統的な保険理論の成果の継承と発展に意が用いられる。保険現象を理解するためには、このような固有の概念や基礎知識の習得が必要とされるのであり、それがいわゆる保険総論の重要な役割の1つとなっている。第1部の叙述を通じて読者は、保険現象にアプローチするために必要な知識を習得し、第2部以降の論述に立ち向うことが容易となるはずである。

I. 危険に対する経済準備

保険は偶然的事実の発生がもたらす経済的不利益に対処する制度である。このような不利益発生の可能性を危険 (risk) とよぶ²⁾。したがって、保険を危険に対する保障をつくり出す制度と表現することも可能である。保険という言葉の語源もこの点に求められる。

経済生活は常に危険に脅かされている。企業あるいは家計が円滑な経済遂

1) 佐波宣平『保険学講案』(昭和26年), 43ページ。

2) アメリカの学界では、戦後、リスクの概念規定をめぐる活発な論争が展開された(著方幹選「RISK; 保険理論の基礎概念——アメリカにおける最近の“論争”経過報告によせて」『損害保険研究』(第31巻第1号, 昭和44年, 66ページ以下))。そして現在では、リスクを損失発生の可能性としてではなく、損失の不確実性にとらえる見解が多数を占めるようである。たとえば Greene, M. R., Risk and Insurance, 4. ed., 1977, p. 2 ff. だが、確率予定値からの分散あるいは標準偏差をもってリスクと考えるこの立場は、保険者の保険技術的危険や、明確なリスク・マネジメント思考に立って行動する企業のリスクについては妥当したとしても、一般の家計保険の被保険者が直面する危険を説明するには不適當である。

行を確保できるためには、危険への対処が不可欠である。そのための方法は、保険に限られない。そのもっとも根本的な対策は、危険の現実化（＝偶然的事実の発生）を予防する点に求められるべきである。耐火建築や防災工事、交通事故防止のための各種の措置、公衆衛生や健康管理の強化などがその例としてあげられる。だが、こうした予防措置には限度があることも事実である。

危険対策の第2の方法は、危険の回避である。自動車事故を避けるために自動車を利用しないとか、溺死しないために水に近づかないといった類のことである。しかしこうした消極的な方法が問題の根本的解決にならないことは明らかであろう。

このように偶然事件の発生を完全に抑えこむことができないとすれば、その発生にともなう経済的結果を処理できるような対策を、事前にとっておく必要がある。このために行われる貯蓄や準備金積立などの個別的準備形成は、危険に対処する第3の方法といえることができる。だが、発生時期やその作用範囲が不確実である偶然的事実に対して、それは必ずしも合目的だとはいえない。準備金が十分に積み立てられる以前に偶然的事実が起ってしまった場合を想像すれば、すぐに理解できるところである。こうした準備のための積立金は、流動性の高い状態で保持しておく必要があり、そのために有利な投資機会を喪失するということが起るのである。

危険に対する第4の方策として、保険制度の利用がある。それは集団内の危険平均化を通じて、偶然事件に対する経済準備を行うもので、この集団の構成メンバーは、危険の大きさに応じた拠出を行うことで自己のリスクを即時に保険者に移転することができる。不確実な経済的必要が生ずることに備えて、少額の保険料を確定的な費用として支出することで、危険の移転ないし軽減が可能となるこの集団的な経済準備の仕組みは、その限りで合理的な制度といえることができる。しかしそれは原則として、後に述べるような保険技

4 第1部 保 險 制 度

術上の条件を満たすようなリスクに対してのみ機能しうるにすぎない。それが対象とするのは、原則としていわゆる保険可能な危険 (insurable risk) に限られる。この意味で、たとえば人間の欲求の変化とか技術革新などの社会の動的变化に起因するため、その作用が広範に及び、その統計的把握が困難な、いわゆる動態的危険 dynamic risk (それに対立する概念は、静態的危険 static risk)³⁾は除外される。

以上のごとく、経済主体をとりまく危険に対して、有効かつ合目的な手段を行使しようとするリスク・マネジメント (risk management) の一環として、保険を理解することが必要である。保険の機能を過小に評価することは適当ではないが、一方、保険万能主義に陥ることも好ましくない。保険の効用につきの確な理解をもつことが、保険理論の構成や保険政策の形成にとり不可欠の要件といえる。

保険における偶然性をその態様によって次の3つに分類することができる。

- (1) その事実の発生自体が偶然的であるもの
- (2) その発生の時期が不明であるもの
- (3) それがどのように発生するかが不明であるもの

観念的には、少なくともこのうちのいずれか1つの偶然性が存在しさえすれば保険が成立するものといえようが、現実には、第3の偶然性だけを対象とする保険は存在しない。しかし、損害保険の場合には、填補範囲が偶然事件の結果の程度とかかわるために、そこではこの第3の偶然性が重要になる。要するに、上記の3つの態様のうち、いずれが問題とされるかは、保険の種類により相違する。損害保険では、通常3つの点の偶然性が重視されるのに

3) Cf. Willet, A. H., *The Economic Theory and Insurance*, New York, 1901, Chap. II.

対して、生命保険における定期保険の偶然性は第1および第2のものにとどまる。さらに終身保険では、第2点がみとめられるにすぎない。⁴⁾

保険が危険に対する経済準備であることを具体的に説明するために不可欠な概念として、危険事故 (peril) と危険事情 (hazard) がある。経済的不利益の原因となる偶然事件を危険事故という。火災、沈没、衝突、疾病、傷害、死亡などである。これに対して、危険事故の発生に影響を与えるような条件ないし状態は危険事情と名づけられる。それは危険事故発生の客体に関するものと、契約当事者自身の精神的状況にかかわるものとに分けられる。前者を物理的危険事情 (physical hazard) とよび、後者については、これを道徳的危険事情 (moral hazard) とよぶのが一般的であったが、近年においては、文字通り道徳的な側面に関するものを、不注意や気のゆるみなどの心理的な状況と区別することが多くなっている。そしてこの3番目のものを心理的危険事情 (morale hazard) と名づける。

資本主義経済のもとでは、個別経済 (企業・家計) は偶然事件の作用結果に対して自らの責任で対処しなければならない。保険に対するニーズが生れるのはこのように偶然的事実の発生によって当該個別経済に不利益 (財産の喪失、稼得の減少、費用の増大など) が生ずるためである。保険本来の考え方として、原状回復がいわれ、「保険により利得すべからず」という原則が一般に説かれるのも、保険がそうした不利益の穴埋めの役割を果すべきものだからである。この考え方は、保険の原基形態である損害保険における填補が、現実の損害額を限度とするという点に典型的にあらわれる。他方、定額保険である生命保険については、将来の偶然事件によって予想される経済的必要を基準として保険金額が決定されるべきもののだとしても、現実には、危険選

4) 白杉三郎『保険学総論 (再訂版)』(昭和29年) 16~17ページ。

6 第1部 保 險 制 度

扱上の要件さえ満たされれば、予想必要額を超えた保険金額の決定が排除されるわけではない。同様のことは、他人の生命に関する保険の場合にも当てはまる。その人の生死が自分の経済生活となんらのかかわりをもたなくとも、当人の同意さえあれば、第三者を被保険者とする生命保険契約の締結がみとめられるのである。

危険事故と経済的不利益との橋渡しをする概念として、被保険利益⁵⁾ (insurable interest) がある。上述した点から明らかなように、損害保険では、被保険利益の存在が有効な保険契約の必要条件とされるのに対し、わが国の生命保険法制では、被保険利益が問題とされることはない。しかし英米法関係では、生命保険についても被保険利益を考慮するとの考え方が伝統的にみとめられる⁶⁾。保険理論の観点からみた場合、その経済準備の性格に照らして、生命保険における被保険利益の問題につき、あらためて検討することが望まれる。

被保険利益の本質については、これを人と物との関係としてとらえる関係説が通説である（少数説として財産財説あるいは財産価値説がある）。それによると一定の物（保険の目的）に一定の危険事故が発生することによって、一定人に経済上の損害を与えるおそれのある、こうした人と物との関係が被保険利益であるとされる⁷⁾。したがってそれは、保険に付することのできる利害関係を意味する。保険保護の対象とされるものには、現実存在するいわゆる積

5) 被保険利益という言葉は、保険可能なインタレストを意味する外国語の明らかな誤訳である。その不適切な表現にもかかわらずそれが術語として独り歩きしている以上、われわれは、その正しい意味内容の理解のうえに立つてこの用語法に従うほかはなかるう。

6) 白杉三郎「生命保険における被保険利益について」（同著『保険研究』昭和28年、47ページ以下）参照。

7) この問題に関する古典的著作として、加藤由作『被保険利益の構造』（昭和14年）を参照のこと。

極財産の減少のほか、賠償責任とか費用負担の発生などの消極財産の増加を考えることができる。前者に関する被保険利益は、保険の目的との間に人が有する利害関係の内容により、所有者利益、担保利益、代償利益、使用利益、収益利益などに分類される。一方、消極財産に関する被保険利益には、費用利益と責任利益があり、この場合の保険の目的は、被保険者の全財産であると説明される。

このように利害関係を被保険利益と理解する立場からすれば、被保険利益を主観的な性格のものと把握するのは当然である。たとえ同一物が保険の目的とされる場合でも、これに関係をもつ人のいかににより、被保険利益は相違してくるからである。Aの所有者利益の保険は、保険の目的のBへの譲渡により、当然にBの所有者利益を保護するものとはなりえないはずである。この点につき商法(650条1項)が、保険の目的の譲渡に、保険契約上の権利の移転がともなうものと推定すると規定しているのは、実際取引上の便宜を考慮したためと解される。

人と物との関係を通して、その人がこうむるおそれのある損害の最高限度を保険価額(insurable value)という。原状回復を本旨とする損害保険の原理からして、保険価額を上回る保険保護はありえないはずである。なお消極利益の場合には、危険事故の発生によって被保険者がこうむるおそれのある損害の最高限は確定できないことが多いため、保険価額も不確定であり、後述する超過保険や一部保険に関する問題は生じない。

保険価額の大きさは、常に一定不変というわけではない。たとえば所有者利益の保険価額は、保険の目的である物の時価であり、それは保険期間中変動する。このことから、保険取引上の必要に応じて、契約時の保険価額と保険事故発生時のそれとを区別して、後者をとくに填補価額(Ersatzwert)とよぶことがある。前者は、契約時における超過保険の存否を判断する基準として重要であるのに対し、第2の填補価額は、保険者の填補責任の大きさを決

定するための基準となる。

保険金額 (amount of insurance, sum insured) とは、保険契約上、保険者が負担する責任の最高限度をいう。保険金額は、保険者と保険契約者の間の合意により、保険価額の範囲内で自由にきめることができる。保険金額が保険価額に等しくきめられた場合を全部保険 (full insurance) といい、保険価額を超えるものを超過保険 (over insurance)、保険価額以下に保険金額がきめられた場合を一部保険 (under insurance) という。そして超過保険における超過部分に対する保険契約は無効とされる (商法 631 条)。

保険価額に対する保険金額の比率は、契約締結の時ばかりでなく、保険事故発生の時点でも問題とされる。すなわち事故発生時の保険価額である填補価額を保険金額が上回る場合、保険者は填補価額を上限とした保険金支払責任を負うにとどまるのである。一方、損害発生の時点において、填補価額に保険金額が不足するような場合——異常な物価騰貴の場合には、当初全部保険であった契約についてもこのケースが起りうる——には、その保険による填補は、保険金額の保険価額に対する割合でしか行われない。これを比例填補主義 (原則) とよぶ。ただし特約により、保険金額の範囲内で発生損害の全額を保険者が填補することがあり、こうしたやり方を実損填補主義 (原則) と名づける。両方式の差異は 図 1-1 に示すとおりである。すなわち、保険価額 (W) よりも低い保険金額 (S) が設定された場合、発生損害額と支払保険金との関係は、比例填補主義において直線 OB としてあらわされるのに対し、実損填補主義のもとでは、 OAB と表現される。つまり A 点までは、損害額と同額の保険金が支払われるが、保険金額 (S) を超える損害が生じた場合の保険者の責任は、 S にとどまるのである。

海上保険のように移動物件を対象とする保険では、填補価額という考え方ではなくて、契約時点での価額を全期間を通ずる保険価額とみなすとの、いわゆる保険価額不変更の原則が採用される。そして実際の取引上では、契約